

福岡県公報

平成22年8月18日
第3149号

目次

告示(第1354号 - 第1366号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 3
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) 4
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) 4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
公 告		
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 6
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 7
公安委員会		
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課) 7
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の		

開催	(警察本部生活環境課) 8
海区漁業調整委員会		
じょれん及びふるいの目合いの制限	(漁業管理課) 8
正 誤		
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成22年6月福岡県告示第1072号)中正誤	 9

告 示

福岡県告示第1354号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月28日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人福岡コアラ
- (2) 代表者の氏名
荒川 泰寛
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市西区今宿東1丁目16番17 - 501号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、主に地域の高齢者、障害者、病弱者に対する各種事業、利用者及びその家族の日常生活のための支援に関する事業等を行い、利用者が豊かな人間性を維持し、安全で安心した生活を送ることができるように支援していくことで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1355号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人救急医療と社会基盤を考える会

(2) 代表者の氏名
角 知憲

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市西区元岡744番地 九州大学工学研究院環境都市部門大枝研究室

(4) 定款に記載された目的
この法人は、会員相互の理解と協力とによるボランティア活動をもって、救急患者の搬送時間と生存率との関係に関する過去の共同研究による成果及びノウハウを使うことにより、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1356号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイエーグルメシティJR久留米店

(2) 所在地 福岡県久留米市中央町14番地の1

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1357号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
うきは市吉井町千年字石原町130 - 24及び130 - 25並びに字町地143 - 1、143 - 6、147 - 1、147 - 2、148 - 1、148 - 3、148 - 6、148 - 9、148 - 11、148 - 13、148 - 15、152 - 1、152 - 2、153 - 1、153 - 2、154 - 1から154 - 3まで、156 - 1、156 - 3、157、158 - 1、158 - 2、158 - 4、159 - 1、159 - 4、159 - 5、161 - 1、162 - 1、162 - 4、162 - 5、165 - 1、165 - 3、165 - 8、165 - 9、166 - 1、166 - 2、167 - 1、167 - 3、168 - 1、169 - 1から169 - 3まで、170 - 1、170 - 2、171 - 2、171 - 3、171 - 5、171 - 6、171 - 8、171 - 10、172 - 1、172 - 3、172 - 4、172 - 9、174 - 1、174 - 2、174 - 6、174 - 9から174 - 11まで及び177 - 4並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の全部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

広島市南区京橋町2番22号

株式会社 イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

福岡県告示第1358号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字広川字高長83番2、83番4、83番6、83番7、84番、84番2、85番、85番2、85番3、88番15から88番18まで、89番、89番2、90番及び90番2、字迎田147番2、147番6から147番8まで、149番3、149番5の一部及び149番9から149番11まで並びに大字新代字松ノ木642番1、642番4の一部、642番6の一部、642番8、642番9、648番2、649番1、650番1及び652番4並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

三潨郡大木町大字高橋518番地
株式会社 アスタラピスタ
代表取締役 松永 修

福岡県告示第1359号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本ムーブメントトレーニング協会

(2) 代表者の氏名

吉原 剛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市薦野1909番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、スポーツに関わるすべての人に対し、ムーブメントトレーニング（基本的身体の使い方）を通して、正しいトレーニング処方を普及、指導者を育成する事業を行い、スポーツ選手の基礎体力及びパフォーマンスの向上や一般の健康管理上、そして、これからの時代を担う子ども達にスポーツの楽しさや素晴らしさを伝えることに寄与、貢献することを目的とする。

福岡県告示第1360号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人共生会

(2) 代表者の氏名

久木原 洋

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市馬場745番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、八女市及びその周辺地域の高齢者に対して、福祉サービスに関する事業を行い、地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1361号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人環境市民活動サポートセンター

(変更後)

特定非営利活動法人北九州サスティナビリティ研究所

(2) 代表者の氏名

三隅 佳子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区東田二丁目5番7号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、市民の環境活動を支援するために環境団体、企業法人、個人、行政のネットワーク事業を行い、環境保全と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、一般市民、団体、企業法人、個人、行政のネットワーク事業を行い、持続可能な社会システム構築と地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営木戸ノ内地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成22年8月18日から 平成22年9月15日まで	宗像市役所

福岡県告示第1363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営松本上・松本下地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成22年8月18日から 平成22年9月15日まで	宗像市役所

福岡県告示第1364号

柳川西部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
待 鳥 文 義	柳川市吉原383番地1
椀 島 善 正	" 南浜武503番地
宮 崎 端 男	" 七ツ家1149番地8
田 中 正 隆	" 西浜武1243番地2
高 田 善 光	" 古賀157番地1
松 本 保	" " 337番地1

妻夫木 菊 一	柳川市南浜武605番地
金子 時 勇	" " 94番地 1
妻夫木 博 喜	" " 394番地 3
椛 島 照 弘	" " 309番地 1
荒 卷 壽	" 吉原37番地
大 曲 達 司	" " 169番地 2
太 田 忠 男	" 久々原410番地 1
松 本 操	" 古賀180・181番地合併 1
大 曲 昇	" 吉原297番地 3
椛 島 農夫男	" 久々原694番地16
椛 島 盛 治	" 南浜武258番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
椛 島 光 人	柳川市南浜武160番地 6
古 賀 昭 利	" " 457番地
太 田 英 介	" 久々原578番地

3 就任理事

氏 名	住 所
待 鳥 文 義	柳川市吉原383番地 1
宮 崎 端 男	" 七ツ家1149番地 8
田 中 正 隆	" 西浜武1243番地 2
高 田 善 光	" 古賀157番地 1
松 本 操	" " 180・181番地合併 1
妻夫木 博 喜	" 南浜武394番地 3
椛 島 照 弘	" " 309番地 1
荒 卷 壽	" 吉原37番地
大 曲 達 司	" " 169番地 2

椛 島 農夫男	柳川市久々原694番地16
古 賀 昭 利	" 南浜武457番地
椛 島 盛 治	" " 258番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
椛 島 光 人	柳川市南浜武160番地 6
金子 時 勇	" " 94番地 1
太 田 英 介	" 久々原578番地

福岡県告示第1365号

川崎町木城土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年 8月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
大 谷 善之助	田川郡川崎町大字安真木7010番地の 4
山 本 嘉 明	" " " 7014番地
久 富 芳 太	" " " 6893番地
大 谷 武 久	" " " 6884番地
月 俣 功	" " " 6793番地の 2
大久保 利 幸	" " " 6975番地

2 退任監事

氏 名	住 所
中 村 始	田川郡川崎町大字安真木7541番地の 3
徳 丸 昌 孝	" " " 7434番地の 1

中村尚壽	田川郡川崎町大字安真木7138番地
------	-------------------

3 就任理事

氏名	住所
大谷善之助	田川郡川崎町大字安真木7010番地の4
山本嘉明	" " " 7014番地
久富芳太	" " " 6893番地
大谷武久	" " " 6884番地
月俣功	" " " 6793番地の2
大久保イツミ	" " " 6975番地

4 就任監事

氏名	住所
中村始	田川郡川崎町大字安真木7541番地の3
徳丸昌孝	" " " 7434番地の1
中村尚壽	" " " 7138番地

福岡県告示第1366号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字長者原字大道端307番1、307番3から307番9まで及び309番2から309番7まで並びにこれらの区域内の水路である町有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区松原七丁目60番9号

株式会社 サンプラザホーム

代表取締役 吉川 元美

公告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成22年8月4日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 平山建設	朝倉郡筑前町朝日812	平山 總章	平成17年9月20日 福岡県知事許可（般-17） 第46007号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成22年8月18日から平成22年9月1日までの15日間

4 処分の原因となった事実

有限会社平山建設は、共同企業体の構成員として請け負った共同企業体の土木工事を一括して株式会社ウシジマから請け負った。

このことは、建設業法第22条第2項に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成22年8月4日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社ウシジマ	朝倉郡筑前町三牟田233-1	牛嶋 敏雄	平成22年3月29日 福岡県知事許可（般-21） 第79197号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成22年8月18日から平成22年9月1日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社ウシジマは、共同企業体の構成員として請け負った共同企業体の土木工事を一括して有限会社平山建設に請け負わせた。

このことは、建設業法第22条第1項に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第236号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年8月18日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成22年9月21日（火）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査

16:30 ~ 17:00	考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)
---------------	--------------------------------

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書 2 通に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4 センチメートル、横 3.5 センチメートルのもの） 2 枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第237号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第 2 項の規定により告示する。

平成22年 8 月18日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成22年 9 月13日（月） 13:30 ~ 16:30	福岡市南区塩原 2 丁目 3 番 1 号 南警察署 会議室	南 警 察 署
平成22年 9 月22日（水） 13:30 ~ 16:30	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八 女 警 察 署
平成22年 9 月29日（水） 13:30 ~ 16:30	北九州市八幡東区大谷 1 丁目 1 番 1 号 八幡東警察署 会議室	八 幡 東 警 察 署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書 2 通に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4 センチメートル、横 3.5 センチメートルのもの） 2 枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第90号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第 1 項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成22年 8 月18日

福岡県有明海区漁業調整委員会

会 長 小 原 博 義

1 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）

- (1) アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
- (2) アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。

2 指示の適用海域

福岡県有明海区海面

3 制限の時期

周年

4 指示の有効期間

平成22年10月 1 日から平成25年 9 月30日まで

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・6・30	3129	告示	1072	3			後から 9		874 の 1	874 の 1